

青森県報

第六百六十号

令和五年
九月十一日
(月曜日)

目次

告 示

- 子どもと子育て及び結婚に関する調査の実施……………(こどもみらい課) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 収用及び使用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……四
- 右 同……………(同) ……五

取用委員会

告 示

青森県告示第五百五十六号

子どもと子育て及び結婚に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

近年の出生率の低下、核家族化及び都市化の進展、女性の社会参画など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況において、親と子が共に育ち合っている、一人ひとりが安心して幸せを実感し、結婚から子育てに希望と喜びを持てる青森県づくりを進めていくための施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内在住の十九歳未満の子どもの保護者及び二十歳以上四十歳未満の独身者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 県内在住の十九歳未満の子どもの保護者について、報告を求めるとする事項は次に掲げる事項とする。

- (一) 世帯の状況
- (二) 子育ての状況
- (三) 結婚に対する意識
- (四) 子育てに関する意識
- (五) 子育てに関する行政への要望

2 県内在住の二十歳以上四十歳未満の独身者について、報告を求めるとする事項は次に掲げる事項とする。

- (一) 世帯の状況
- (二) 職歴、年収の状況
- (三) 結婚に対する意識
- (四) 子育てに関する意識
- (五) 結婚に関する行政への要望

3 報告を求めるとする基準となる期日は、令和五年九月一日とする。

四 報告を求めるとする者

住民基本台帳をサンプリング台帳とした層化二段無作為抽出法により抽出した十九歳未満の子どもの保護者二千名及び二十歳以上四十歳未満の独身者三千名とする。

五 報告を求めるとするに用いる方法
インターネットを利用した回答。

六 報告を求める期間

令和五年九月十一日から九月二十五日までとする。

青森県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を令和五年八月三十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（五・五・二）こどもの国（）

三 事業施行期間

昭和五十六年四月二十五日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第五百五十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

青い森信用金庫弘前支店

弘前市大字百石町

を

青い森信用金庫弘前営業部

弘前市大字百石町

に、

青い森信用金庫五所川原支店

五所川原市字本町

を

青い森信用金庫津軽営業部

五所川原市字本町

に改める。

公

告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二一	田	四、二二二

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和五年一〇月	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額

七万五千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成三十一年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年八月二日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 落札金額

二千八十四万五千円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和五年八月九日から令和十年十月三十一日である。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、五か月相分である。）

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年六月十九日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

プリンタ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年八月十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 落札金額

八万六千五百二十六円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和五年八月十六日から令和十年九月三十日である。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、六か月相当分である。)

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年六月三十日

収用委員会

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年九月十一日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

一般国道三三八号改築工事(大湊Ⅱ期バイパス)及びこれに伴う市道付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年八月二十九日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求めたる土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市 大字大湊字大 沢	11番11	畑	宅地 見込地	335	339.30	3.17

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求めたる土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市 大字大湊字大 沢	11番11	畑	宅地 見込地	335	339.30	2.42

別表2

				住 所
		(亡)川村 定雄 法定相続人		
1	川村 雄弐	法定持分	12 分の 3	むつ市大湊上町12番21号
2	川村 悦雄	法定持分	12 分の 3	神奈川県川崎市高津区坂戸3丁目3番1-411号
3	川村 修子	法定持分	12 分の 3	むつ市大湊上町12番21号
4	久米川 哲郎	法定持分	12 分の 1	神奈川県相模原市南区松が枝町17番3号 みやざき荘2-2号
5	久米川 裕子	法定持分	12 分の 1	東京都江戸川区西葛西4丁目4番1-201号
6	青野 哲範	法定持分	12 分の 1	東京都武蔵野市境南町2丁目7番18号 ウインドベル境南103

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年九月十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

神奈川県川崎市高津区下作延七丁目一八番一―二号 2F

田高 秋男

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年八月二十九日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとして明渡しを求めた土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市大字大湊字八森	79番	山林	山林	3,999	4,001.64	1,592.53

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	青森県むつ市 大字大湊字八 森	
地 番	79番	
地 目	公簿	山林
	現況	山林
地 積 (㎡)	公簿	3,999
	実測	4,001.64
とうとを 土地の 明渡し し、使 用し、 求める 面積 (㎡)	2.16	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭